

消費者支援機構福岡発 2014-252 号
2014 年 10 月 8 日

ニッポンインシュア株式会社 御中

適 格 消 費 者 団 体
特定非営利活動法人消費者支援機構福岡
理 事 長 朝 見 行 弘
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前一丁目 5 番 1 号ヒューリック博多ビル 8 階
(本件に関するお問い合わせ先) 担当者 司法書士 及川 修平
TEL 092-761-3203

申入れ活動終了のご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当機構からの 2012 年 7 月 17 日付「保証委託契約書の約款に関する申入れ」に対し、貴社から、2014 年 7 月 4 日付「保証委託契約書の約款に関する申入れに対する回答」と題する書面にて回答をいただきました。同回答において、当機構が申し入れた事項について、契約条項を削除するなど一定の改善がなされたことを確認しましたが、一方、以下の契約条項など、消費者に不測の損害を生じさせるおそれのある契約条項が引き続き存置されております。当機構の貴社に対する本件申入れ活動は、一旦終了させていただきますが、貴社としても、引き続き契約条項の法の趣旨に沿った改正を続けて行かれるよう要望いたします。

- ① 「明渡しまでに要した一切の費用」を保証の範囲に含める契約条項 (4 条 1 項 4 号)
- ② 最長 6 か月の保管期間経過後、残置動産を処分することに対し、異議を述べないとする契約条項 (8 条 1 項)
- ③ 家賃を 3 か月以上滞納し、催告を受けた場合などに、賃借人から連帯保証人へ明渡しなどの権限を委任させる契約条項 (12 条 2 項)

なお、本通知は、当機構の貴社に対する保証委託契約書に関する申入れ活動を終了するご連絡であり、当機構が、貴社の使用する契約条項について、消費者契約法その他法令に反しない正当なものであることを承認する趣旨ではありませんので、その点ご注意ください。また、今回の申入れについて貴社からいただいた改善内容については、当機構の規定により、公表させていただきますので、その旨申し添えます。

最後になりますが、今後も当機構では、消費者の権利確立をめざし、消費者被害の調査、情報提供、救済活動等を行うとともに、事業者の、消費者に対する不当な勧誘行為や、不当契約条項の使用中止の申入れ活動を行っていく所存でございますので、貴社におかれましては、引き続き当機構の活動にご理解とご協力をいただければ幸いです。

敬具